

立山町マスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、立山町（以下「町」という。）が定めたマスコットキャラクターの名称及びデザイン（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、町が定めたキャラクターの基本デザイン（別図）及び立山町長（以下「町長」という。）が別に定めるバリエーションデザインのことをいう。

2 キャラクターの名称は、「らいじい」とする。

(キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、町に属する。

(使用の承認申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町が使用する場合
 - (2) 町が後援する事業に使用する場合
 - (3) 教育機関等が教育の目的で使用する場合
 - (4) 報道機関が報道の目的で使用する場合
 - (5) その他町長が適当と認めた場合
- 2 申請者は、立山町マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第5条 町長は、前条に規定する申請があった場合、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。この場合において、町長は、条件を付すことができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 町及びキャラクターの品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教団体の活動に使用し、又はその恐れがある場合
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認め

られる場合

(5) キャラクターの使用によって、第3者に誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(6) その他町長が不適當であると判断した場合

2 町長は、前項の規定により承認または不承認する場合は、立山町マスコットキャラクター使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

（使用料）

第6条 キャラクターの使用料は無料とする。

（使用承認期間）

第7条 キャラクターの使用承認期間は、最長2年とし、再申請を妨げないものとする。

（使用上の遵守事項）

第8条 第5条の使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。

(2) 定められた色、形状等を正しく使用し、デザインの改変をしないこと。

(3) 使用承認によって生じる権利を譲渡又は転貸しないこと。

(4) 使用する物件に「立山町マスコットキャラクター らいじい」、「立山町観光宣伝隊長 らいじい」又は「らいじい」の表記を付すこと。ただし、町長が不要と認めた場合は、この限りでない。

(5) キャラクターを使用した物件、宣伝又は広告に際して、承認番号（「©2013立山町らいじい#（承認番号）」又は「©2013tateyama town. raiji#（承認番号）」をその物件、包装又は広告等に明示すること。ただし、町長が不要と認めた場合は、この限りでない。

(6) キャラクターを使用した完成品を提出すること。ただし、提出が困難である場合は、キャラクター使用状態が分かる写真の提出をもって代えることができる。

（承認内容の変更）

第9条 使用者が承認内容について変更しようとする場合は、あらかじめ立山町マスコットキャラクター使用承認内容変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づき、承認内容の変更を承認または不承認とする場合は、立山町マスコットキャラクター使用内容変更承認（不承認）通知書（様式第

3号)により申請者へ通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第10条 町長は、次の各号にいずれかに該当する場合は、使用承認（前条の変更承認があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対して必要な措置を命ずることができる。

- (1) 利用者がこの要綱及び承認内容に違反した場合
- (2) 申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (3) 使用者が第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他キャラクターの使用継続が不相当であると認められる場合

2 前項の使用承認の取消しは、立山町マスコットキャラクター使用承認取消通知書により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者が被った損害及び使用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(著作権等)

第11条 マスコットキャラクターに関する著作権は、町が保有する。

2 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、使用者が独占して使用する権利を付与するものではないものとする。

(経費等の負担)

第12条 町は、この要綱による使用承認の申請に要する費用及び使用の実施に係る経費又は役務について負担しないものとする。

(損失補償等)

第13条 町は、キャラクターの使用により使用者及び第三者が被った損害及び損失について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、生じた損害について町に賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。